

**書留郵便物の郵便私書箱への
配達に係る試験的役務に関する約款**

郵便事業株式会社

書留郵便物の郵便私書箱への配達に係る試験的役務に関する約款

(約款の適用)

第1条 郵便事業株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項及び郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第27条第2号の規定に基づき定めるこの書留郵便物の郵便私書箱への配達に係る試験的役務に関する約款(以下「約款」といいます。)により、書留とした郵便物を新宿支店に設置する郵便私書箱(新宿支店が指定するものに限り、以下「指定郵便私書箱」といいます。)へ配達する試験的役務を提供します。

2 この約款に定めのない事項については、内国郵便約款、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(指定郵便私書箱への書留郵便物の配達等)

第3条 内国郵便約款第78条(郵便私書箱への郵便物の配達等)第1項又は第2項の郵便物(書留としたものに限り、配達証明、本人限定受取郵便又は代金引換としたもの並びに同条第3項(2)及び(4)に掲げるものを除きます。)については、同条第3項の規定は、適用しません。

2 前項の郵便物を指定郵便私書箱に配達するときは、次に掲げる規定にかかわらず、郵便物の配達証にその郵便物を配達する者が配達日時を記載し、及び配達の証印又は署名をします。

(1) 内国郵便約款第109条(一般書留の取扱い)第2項(3)及び(4)

(2) 内国郵便約款第110条(簡易書留の取扱い)第2項(2)

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年10月1日から実施します。

(この約款の失効)

第2条 この約款は、平成21年9月30日限り、その効力を失います。

附 則(平成20年9月29日 郵才企第374号)

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則(平成21年1月30日 郵郵事第127号)

この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。